

2022年8月24日

各位

会社名 株式会社 かんなん丸
代表者名 代表取締役社長 佐藤 榮治
(コード番号 7585 東証スタンダード)
問合せ先 執行役員管理部長 宮永 一彦
(TEL 048-815-6699)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年9月26日開催予定の第45回定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供制度に対応するため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
- ① 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ② 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③ 株主総会参考資料等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設・削除に伴い、経過措置に関する附則を設けるものであります。
- (2) 取締役として広く適任者を得られるよう、また、期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会決議によって、法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨の規定、ならびに業務執行を行わない取締役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定を定款第25条(取締役の責任免除)として新設するものです。
なお、定款第25条の(取締役の責任免除)の新設に関しましては、監査役全員の同意を得ております。
- (3) 監査役に関しましても、取締役会決議によって、法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨の規定、ならびに監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定を定款第31条(監査役の責任免除)として新設するものです。
- (4) 上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
(株主総会参考書類等のインターネット開示と <u>みなし提供</u>)	(削 除)

<p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	
<p>(新 設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p>
	<p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p>
	<p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(取締役の責任免除)</p>
	<p>第25条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</p>
	<p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>第25条～第29条 (条文省略)</p>	<p>第26条～第30条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査役の責任免除)</p>
	<p>第31条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</p>
	<p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>第30条～第33条 (条文省略)</p>	<p>第32条～第35条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(附則)</p>
	<p>1. 会社法の一部を改正する法律(令和元年法</p>

	<p>律第 70 号) 附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日 (以下「施行日」という。) から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 15 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) はなお効力を有する。</p> <p>2. 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>
--	--

3. 日程 (予定)

定款変更のための株主総会開催日	2022 年 9 月 26 日
定款変更の効力発生日	2022 年 9 月 26 日

以上